

# 社会的養護の課題と将来像について

(論点整理の概要、5月31日版、未定稿)

1. 基本的考え方
2. 施設種別ごとの課題と将来像
3. 共通事項の課題と将来像
  - (1) 施設の運営の質の向上
  - (2) 施設職員の専門性の向上
  - (3) 親子関係の再構築支援の充実
  - (4) 自立支援の充実
  - (5) 子どもの権利擁護
  - (6) 施設類型間のネットワーク・相互連携
4. 施設の人員配置の課題と将来像
5. 社会的養護の整備量の将来像

# 1. 基本的考え方

## (1) 社会的養護の理念、機能、基本的方向について

### 社会的養護とは

○社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に保護し、養育すること

### 社会的養護の理念

○社会全体で子どもを育む。子どもの最善の利益のために。

### 社会的養護の機能

- ① 養育機能・・家庭での適切な養育を受けられない子どもの養育
- ② 心理的ケア等の機能・・適切な養育が受けられなかったことによる発達のゆがみや心の傷を回復
- ③ 地域支援等の機能・・親子関係の再構築支援、自立支援、アフターケア、地域における養育の支援

### 社会的養護の基本的方向

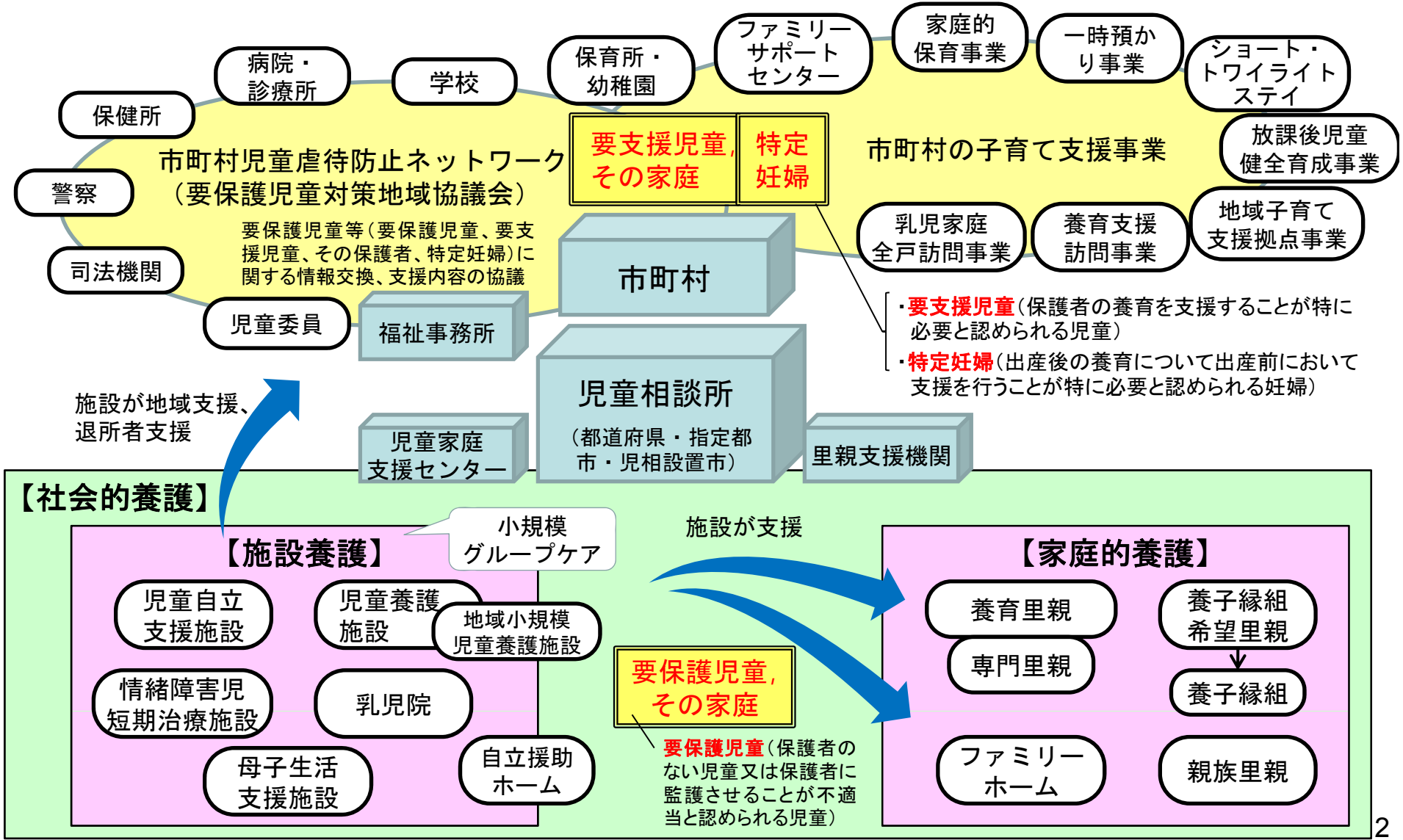
- ① 家庭的養護の推進
    - ・家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先
    - ・施設養護においても、できる限り家庭的な環境で養育（小規模グループケア、グループホーム）
  - ② 専門的ケアの充実
    - ・虐待を受けて心に傷を負った子ども等への専門的な知識や技術によるケア
  - ③ 自立支援の充実
    - ・自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生する力、生活スキル、社会的スキルの獲得
  - ④ 家族支援、地域支援の充実
    - ・親子関係の再構築支援、アフターケア、施設が里親等を支える支援、地域における養育支援
- 貧困や児童虐待の世代間連鎖を断ち切る支援

# (2) 社会的養護と市町村の子育て支援施策との連携

要保護児童に対する社会的養護は、特定妊婦・要支援児童に対する支援施策と連携して考える必要があり、

- ① 市町村の子育て支援事業、児童虐待防止ネットワークによる「家庭支援」と、
- ② 都道府県等の児童相談所を中心とした「社会的養護」

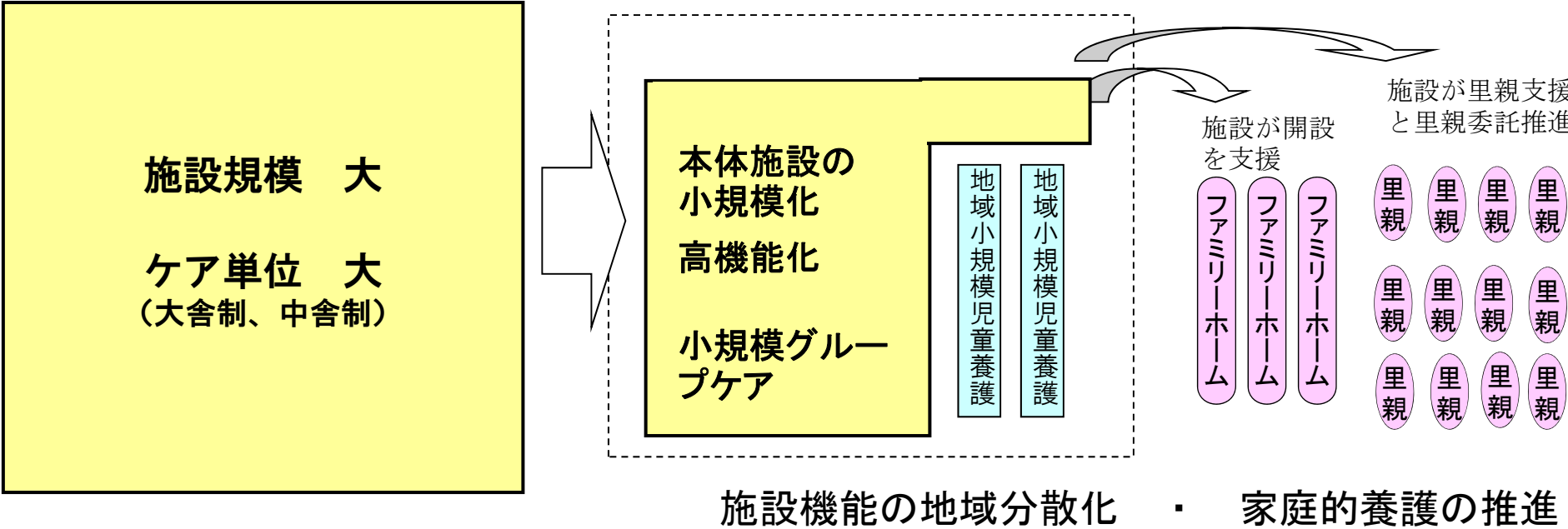
は、一連につながるものであり、密接に連携して推進



# 2. 社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

## (1) 児童養護施設の課題と将来像

- ①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進
  - ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
  - 本体施設の小規模化 → 定員45人以下に
  - 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援 →施設は地域の社会的養護の拠点に
- ②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化

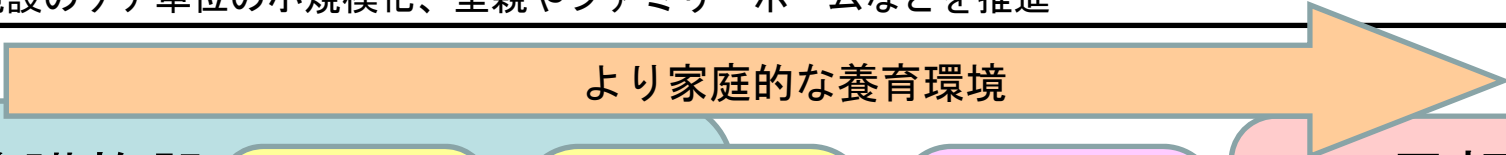


施設機能の地域分散化 ・ 家庭的養護の推進

- できる施設から順次進め、着実に推進。
- 今後の施設の新築・改築に当たっては、本体施設の小規模化、地域分散化
- 小規模ケアの普及のためには、基本の人員配置の引上げ、宿直加算の全グループ化が必要
- 個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、研修の充実と施設全体の組織的運営体制が重要

# (参考1)社会的養護における家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進



## 児童養護施設

大舎（20人以上）  
中舎（13～19人）  
小舎（12人以下）

1歳～18歳未満（必要な場合0歳～20歳未満）

職員  
施設長等のほか  
就学児童6:1  
3歳以上 4:1  
3歳未満2:1

575か所  
定員34,569人  
現員30,594人

## 小規模グループケア（ユニットケア）

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6～8人（乳児院は4～6人）

職員1名＋管理宿直を加算

21年度458か所  
→26年度目標 800か所  
（乳児院等を含む）

## 地域小規模児童養護施設（グループホーム）

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用し家庭的環境で養育

定員6人  
職員2人＋非常勤1人＋管理宿直

21年度190カ所  
→26年度目標 300カ所

## 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5～6人  
養育者及び補助者合わせて3人

21年度49か所  
→26年度目標 140か所

## 里親

家庭における養育を里親に委託

児童4人まで

登録里親数	7,180人
うち養育里親	5,823人
専門里親	548人
養子縁組里親	1,451人
親族里親	342人

委託里親数 2,837人  
委託児童数 3,836人

→26年度目標  
養育里親登録 8,000世帯  
専門里親登録 800世帯

## 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

124カ所  
定員3,794人、現員2,968人

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

22年3月末 10.8%  
→26年度目標 16%

## 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

## (参考2)児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

### ① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

### ② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総数	569 (100%)

社会福祉施設等調査  
(平成20年10月1日)

## (2) 乳児院の課題と将来像

### 乳児院の役割

- ・言葉で意思表示できず一人では生活できない乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能
- ・被虐待児・病虚弱児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能
- ・早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能
- ・児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、乳児の一時保護機能
- ・子育て支援機能（育児相談、ショートステイ等）

### 課題

- ①被虐待・病虚弱・障害など医療・療育の必要な子の増加
- ②かかわりの難しい子の増加
- ③かかわりの難しい保護者を含む支援を必要とする家族の増加
- ④里親への支援の必要性



### 将来像

#### 養育機能をベースとして次の機能を充実させる

- ①リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能
- ②虐待等で心が傷ついた乳幼児の治療的機能
- ③アフターケアを含む親子再統合支援機能
- ④里親支援機能

### 乳児院における養育単位の小規模化

- ・乳児院は、小規模施設が多い（定員30人以下が66%）
- ・養育単位の小規模化（ユニット化）により、落ち着いた雰囲気の中で安定した生活リズムによって、養育担当者との深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。

（乳児院では夜勤が必要なため、例えば2グループを1人の夜勤者がみることができる構造等が必要）

### (3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

#### 情短施設の役割

- ・虐待経験の影響で心理的な不調をきたしているなど、情緒行動上の問題を持つ児童に心理治療や生活指導を行い、比較的短期間（現在の平均在園期間2年4ヶ月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。

※情短施設は、被虐待児が72.5%。また、精神科受診を行っている児童が39.7%、投薬治療を行っている児童が31.9%。

※パニックで暴力をふるう児童の入所も多く、他児への暴力がほぼ毎日あった施設が10施設、職員の暴力がほぼ毎日あった施設が3施設（平成21年9月調査）

※情緒行動上の問題の指標の改善など、概ね良好な治療成績。

#### 今後の課題

##### ①情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所（人口の多い地域では複数）の設置が必要。

##### ②専門機能の一層の充実

- ・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要
- ・一時的な措置変更による短期入所機能も有意義

##### ③通所機能の充実

- ・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援

##### ④外来機能の充実

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のためにも、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実させることが望まれる。



## (4) 児童自立支援施設の課題と将来像

### 児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たしている。
- 児童自立支援施設は、職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた施設
- また、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、一定の「枠のある生活」とも言うべき支援を実施。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する場合もあり、これらの役割から、都道府県等に児童自立支援施設の設置義務が課せられている。(現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2)

### 今後の課題

#### ①専門的ケア機能の充実

- ・虐待を受けた経験をもつ子どもが66%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが35%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。
- ・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要

#### ②相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立

## (5) 母子生活支援施設の課題と将来像

### 母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占めるようになり、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

### 今後の課題

#### ①入所者支援の充実

- ・施設による取り組みの差が大きく、従来型の住む場所の提供にとどまる施設も多い。
- ・すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援などの支援機能を充実させていく必要

#### ②職員配置の強化と支援技術の普及向上

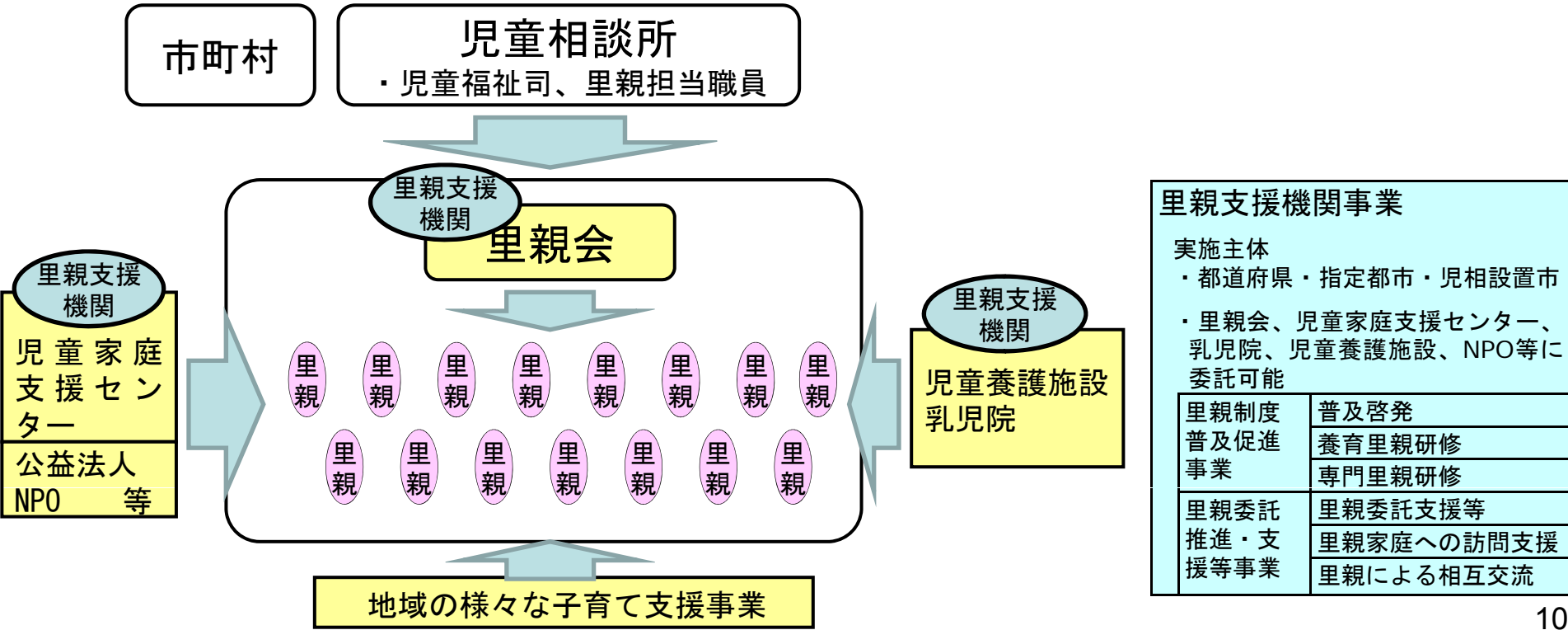
#### ③広域利用の確保

#### ④子どもの学習支援の充実

#### ⑤児童相談所との連携

# (6) 里親委託の推進と里親支援機関

- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。
- 里親支援機関は、里親委託の促進とともに、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援を行う役割を持っており、それぞれの特色に応じて、多方面から支援。また、地域の子育て支援事業も活用。
  - ・里親固有の悩みごとについて、里親会が、経験者ならではの支援
  - ・児童家庭支援センターや施設は、児童養護の専門職員によるサポートを行うとともに、里親の休養（レスパイト）のための一時預かりを行う



## (7) ファミリーホームの課題と将来像

### ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

### ファミリーホームの今後

- 子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備（22年10月現在104か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要。
- これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- 養育者の研修の充実や、孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の構築が必要。

## (8) 自立援助ホームの課題と将来像

### 自立援助ホームの役割

- 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

### 自立援助ホームの今後

#### ①整備推進

- ・子ども子育てビジョンで、平成26年度までに160か所を整備（22年10月現在73か所）

#### ②多様な利用者への対応

- ・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援
- ・平成23年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。

#### ③20歳以降のアフターケア

- ・20歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。
- ・20歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組み

## (9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

### 児童家庭支援センターの役割

- 児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。

### 児童家庭支援センターの今後

#### ①整備推進

- ・子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに120か所を整備する目標となっている。（22年3月末現在78か所）。将来は、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

#### ②市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・一般的な子育て相談は、市町村や子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ。
- ・継続的な支援が必要な児童や家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う

#### ③里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・今後、里親支援の機能の充実を図るとともに、市町村事業との連携が重要。

### 3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

#### (1) 施設の運営の質の向上

- ▶施設の運営の質の差が大きいことから、
  - ①各施設種別ごとに、運営理念を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
  - ②社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づけ

平成23年度に作成し、フィードバックしながら順次改定して高めていく。

施設種別毎の「施設運営指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、検討

施設種別毎の「施設運営の手引書」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。
- ・また、児童養護施設については、施設職員の活動指針となるケア標準を作成



指針等を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、質を高めていく。

「自己点検」の推進

- ・各施設で、施設長や基幹的職員(スーパーバイザー)を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。

## (2) 施設職員の専門性の向上

### ① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・ 本年の民法等改正で、施設長の役割が強化される。また、施設運営の質は、施設長による部分が大きい。
- ・ このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定めることを検討
- ・ 施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ
- ・ 施設長の資格要件は、規定がある児童自立支援施設の規定を参考に検討

### ② 施設の組織力の向上

- ・ 平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進
- ・ 今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものの配置を検討
- ・ 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置（平成21年度～）

- ・ 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・ 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

### ③ 職員研修の充実

- ・ 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・ 各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進



### (3) 親子関係の再構築支援の充実

- 平成16年の児童虐待防止法改正では、保護者に対する親子の再統合の促進に関して国や地方公共団体の責務として位置付け、平成19年の児童虐待防止法改正では、指導勧告に従わない場合の規定や、措置解除する際には保護者指導の効果等を勧案することなど、保護者への指導・支援の強化がなされた。
- 今後の課題としては、
  - ①保護者支援プログラムの開発・普及
    - ・ソーシャルワーク的手法の工夫や、既存の保護者支援のプログラムを活用している児童相談所や施設等もあるが、今後、効果的なプログラムの開発・普及が必要。
  - ②関係機関の連携
    - ・保護者への指導援助と傷ついている子どもへの援助について、児童相談所と施設が共通の理解と評価を基に家庭復帰を支援しなければならない。施設のファミリーソーシャルワーカーとの協働。
  - ③養育者のスキルの向上
    - ・親子関係の再構築には、安定した環境における愛着形成が重要である。また、養育者の養育スキルの向上が必要である。

#### <施設による親子関係の再構築支援>

- ①ファミリーソーシャルワーカー設置
  - ・平成11年乳児院、平成16年から、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に配置
- ②心理療法担当職員の設置
  - ・平成11年児童養護施設、平成13年乳児院、母子生活支援施設、平成18年児童自立支援施設に配置。
- ③家族療法事業（実施施設数 H21年度：110ヶ所 H22年度：121ヶ所）
  - ・平成6年情緒障害児短期治療施設、平成18年乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に拡充。
  - ・施設に入所している児童とその家族で施設長が必要と認めたもの、在宅の児童とその家族で児童相談所が必要と認めたものを対象に行う。
  - ・3ヶ月から6ヶ月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行い、心理療法担当職員の心理的な関わりと児童指導員による生活指導的な関わりの両面から家族全体を支援

## (4) 自立支援の充実

### ①自立生活能力を高める養育

- ・ 児童養護施設における養育は、退所する前に、自立生活に役立つ知識・経験を得られるように行うことが必要。

### ②支度費の増額等

- ・ 自立支援のため、大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。
- ・ また、資格取得等のため、特別育成費の増額が必要

### ③措置延長や自立援助ホームの活用

- ・ 進学や就職の場合でも、生活が不安定な場合は、必要に応じて20歳に達するまでの措置延長を活用できる
- ・ 自立援助ホームは、自立した生活を支援する場として、整備推を推進

### ④アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定。
- ・ 施設以外の者が行う退所児童等アフターケア事業を実施
- ・ 身元保証人確保事業
- ・ 民間の奨学金の情報を施設団体において整理し、各施設へ提供

## (5) 施設類型間のネットワーク（相互連携）

各施設類型の特徴を生かしつつ、地域で相互に連携し、全体の充実を図ることが必要

(例) ①児童自立支援施設・情緒障害児短期施設

- ・児童養護施設で一時的に不安定となっている子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアする

②児童養護施設

- ・児童自立支援施設や情緒障害児短期施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する

③母子生活施設と他の施設

- ・他の施設から退所した後、母子生活支援施設における母子双方の支援を通じ、親子再統合を図る

### (参考) 施設類型についてのこれまでの議論について

○ 平成9年改正で、

- ・養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、
- ・虚弱児施設の児童養護施設への類型統合

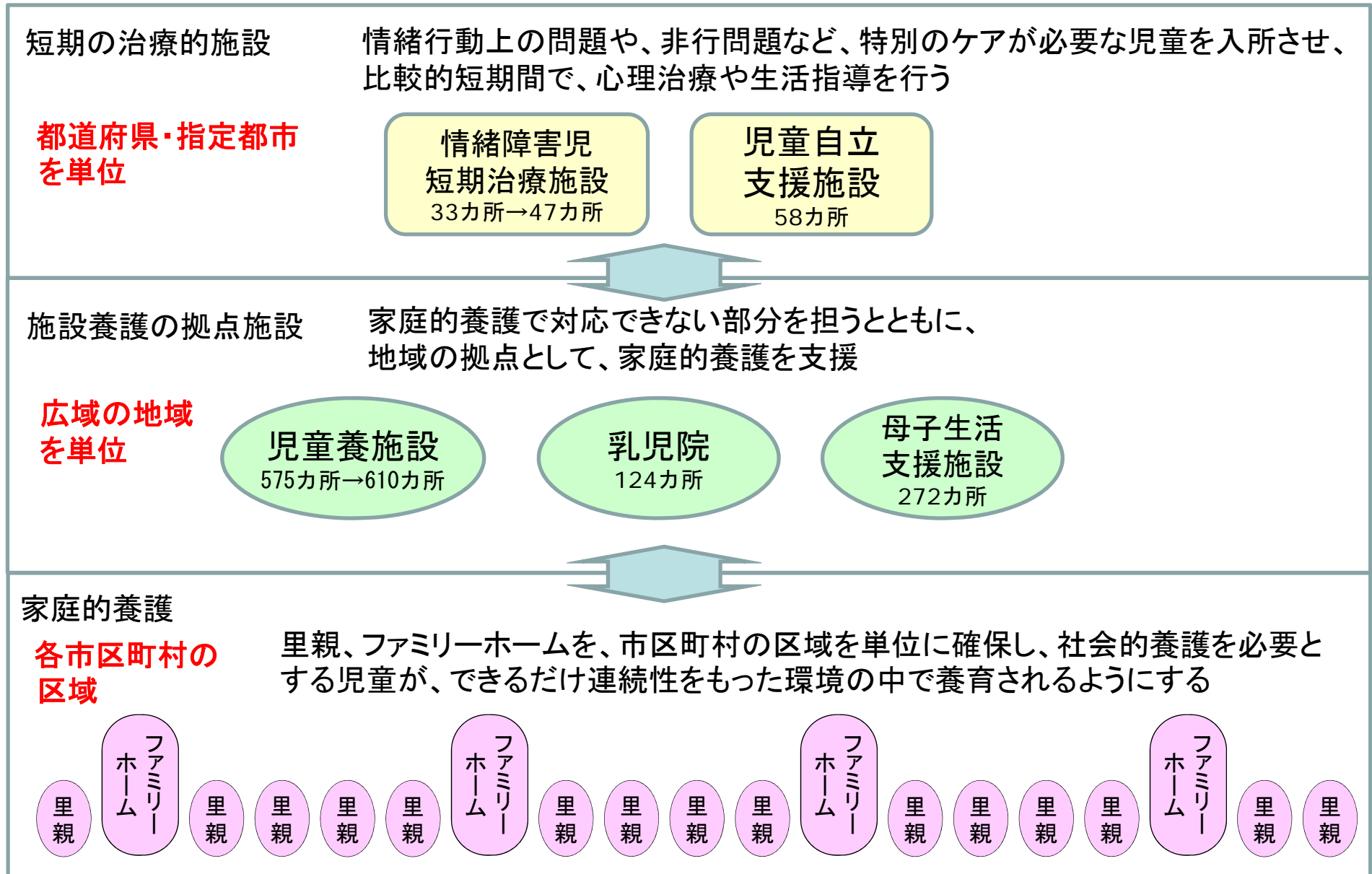
が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5類型となった。

○ 平成16年改正で、乳児院と児童養護施設の年齢要件を弾力化

- ・乳児院： 2歳未満 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
- ・児童養護施設： 乳児（0歳）を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む

※施設類型の在り方については、施設種別を越えて複数の機能を持つ施設への改革の意見もあるが、現行法でも、複数の施設類型の併設が可能。

# 社会的養護の施設類型間の連携と体制整備



(注)施設数は、平成22年3月末現在。→は子ども・子育てビジョンによる目標数

# 4. 施設の人員配置についての課題と論点

## (1) 直接養育にあたる職員の基本配置の引き上げ

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引き上げが必要となっており、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」の各委員からは、次のような提言がされている。今後、具体的な目標水準を検討。

施設種別	現状（措置費）	委員の改善提案	委員の提案の考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7 : 1 1・2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児 4 : 1 小学校以上 6 : 1	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1 小学生以上： 3 : 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 : 1は、交代勤務のため1人の職員が15人の子どもを見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアはとうていできない。</li> <li>・ 施設機能の地域分散化で、今後更に、厳しい課題を抱える子どもの割合が増える。</li> <li>・ 労働基準法を遵守できる職員配置に</li> </ul>
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児院は、虐待、病虚弱児、障害等の医学的・発達の課題がある乳幼児が中心となってきている。</li> <li>・ 夜勤体制の強化（SIDS対応のための15分視診、夜間の緊急所及び保護者対応）</li> </ul>
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 3 : 1 心理療法担当職員 7 : 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童に必要と考える個別の支援時間から算定</li> </ul>
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 5 : 1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 2 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状で実質的に2 : 1以上の配置がされている。</li> <li>・ 最も対応が難しい子どもに対応する施設</li> </ul>
母子生活支援施設	母子指導員： 少年指導員： それぞれにつき 20世帯未満1人、 20世帯以上2人	母子指導員： 少年指導員・保育士： それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯2人 10世帯以上5世帯増えるにつき1人を加える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV被害者や虐待を受けた児童への対応。</li> <li>・ 現状では、20世帯で母子指導員・少年指導員合計4名の体制は、交代勤務のため常時1人しか配置できず、母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、十分なケアができない。</li> <li>・ 常時複数配置して役割分担できる体制。</li> </ul>

## (2) 新たな加算職員の配置についての委員からの提案

未定稿

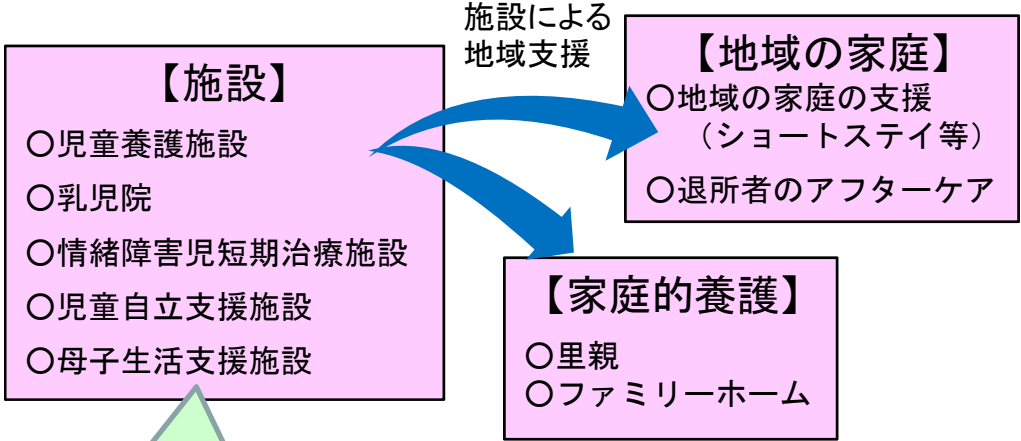
施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が提案されている。

委員からの提案	<ul style="list-style-type: none"><li>①退所後の自立支援のための相談員の配置</li><li>②里親やファミリーホームの支援を行うための担当職員の配置</li><li>③心理担当職員の全施設必置化。規模が大きい場合の複数配置</li></ul>
---------	---

### (3) 社会的養護の高度化の計画的推進

○社会的養護については、①虐待を受けた児童等の増加に対し、手厚いケアを行える体制が不十分、②施設養護が中心であり、里親等の家庭的養護の割合が少ない、③自立支援や退所後のアフターケアが不十分、④施設間の質の格差が大きい、などの諸課題があり、虐待を受けた児童等に対する支援を充実するため、体制の整備が必要。

○このため、施設が施設機能の高度化を推進する計画を策定し、国と自治体が支援するような手法も考えられる。



1. 虐待を受けた児童等やDV被害の母子等に手厚いケアを行える体制の整備
2. 施設の小規模化、養育単位の小規模化、施設機能の地域分散化（家庭的養護の比率を高める）
3. 施設が里親やファミリーホームを支援
4. 自立支援、アフターケアの充実
5. 施設の質の向上（人材育成、第三者評価、情報公開）

施設が施設機能の高度化を推進する計画を立案し、これを行政が支援するような手法も考えられる。

今般、小規模グループケアを1施設上限3カ所から6カ所に拡大するに当たり、施設の小規模化とファミリーホーム開設を行う計画の策定や、里親支援を要件とすることとしたところ

## 5. 社会的養護の整備量のイメージについての論点

### 社会的養護の児童の全体数

- 社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに概ね1割増の見込を設定。
- 将来人口推計(高位推計)では、その後の10年間で18歳未満人口の1割縮小が見込まれる。

### 施設数等

- 子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに、児童養護は610か所、情短施設は47か所に増加と設定。
- その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では現状維持が見込まれる。
- なお、情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、各県最低1か所となるには更なる増設が必要(児童養護からの転換も見込まれる)

### 里親等委託率

- 里親等委託率は、平成14年度の7.4%から21年度の10.8%まで、7年間で1.46倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定。
- 欧米主要国で3割～7割であることを踏まえ、その後の10年間で、里親等委託率を3割以上へ引き上げることを展望。(ドイツ28.7%、フランス53.0%、イギリス60.0%、アメリカ76.7%)
- そのためには、現在3万人の児童養護施設について、小規模化と施設機能の地域分散化により、ファミリーホームや里親を大幅に増やして移行させることが必要